

「地方自治体における情報システム（児童扶養手当）の標準化に関する調査研究」
自治体分科会（第2回）事務局提出資料

目次

1. 標準仕様のたたき台について	3
2. 本分科会で個別協議が必要な事項	11

1. 標準仕様書（案）たたき台について

1. 標準仕様書（案）の変更点

2. 今後のご依頼事項

標準仕様書（案）の主な修正点

今回の標準仕様書（案）においては、自治体・ベンダの皆様から頂いたご指摘の反映に加え、主に「**必須・オプションの再整理**」「**非機能要件の追加**」を実施しております

変更点 1

必須・オプションの再整理

- 来年度全国意見照会を行う際にあたり、多岐に渡る意見を受けた際、大量のオプション機能が追加されてしまう等、現在の基準が不明瞭であり、意見反映が困難となる可能性があるため、新たな基準を設定する必要があると判断しました
- 本日まで共有の標準仕様書（案）については、新たに設定した「必須・オプション」の整理方針（詳細次頁）を踏まえた反映を行っております

変更点 2

非機能要件の追加

- 非機能要件は、デジタル庁・総務省が作成した「標準非機能要件」を活用することとし、本検討会・分科会においては検討の対象外としておりました
- 一方で、先行する住民記録においてアクセスログ管理や操作権限管理等を機能要件として明記していることから、児童扶養手当も同様に機能要件の共通機能として追記しておりますので、ご確認をお願いいたします

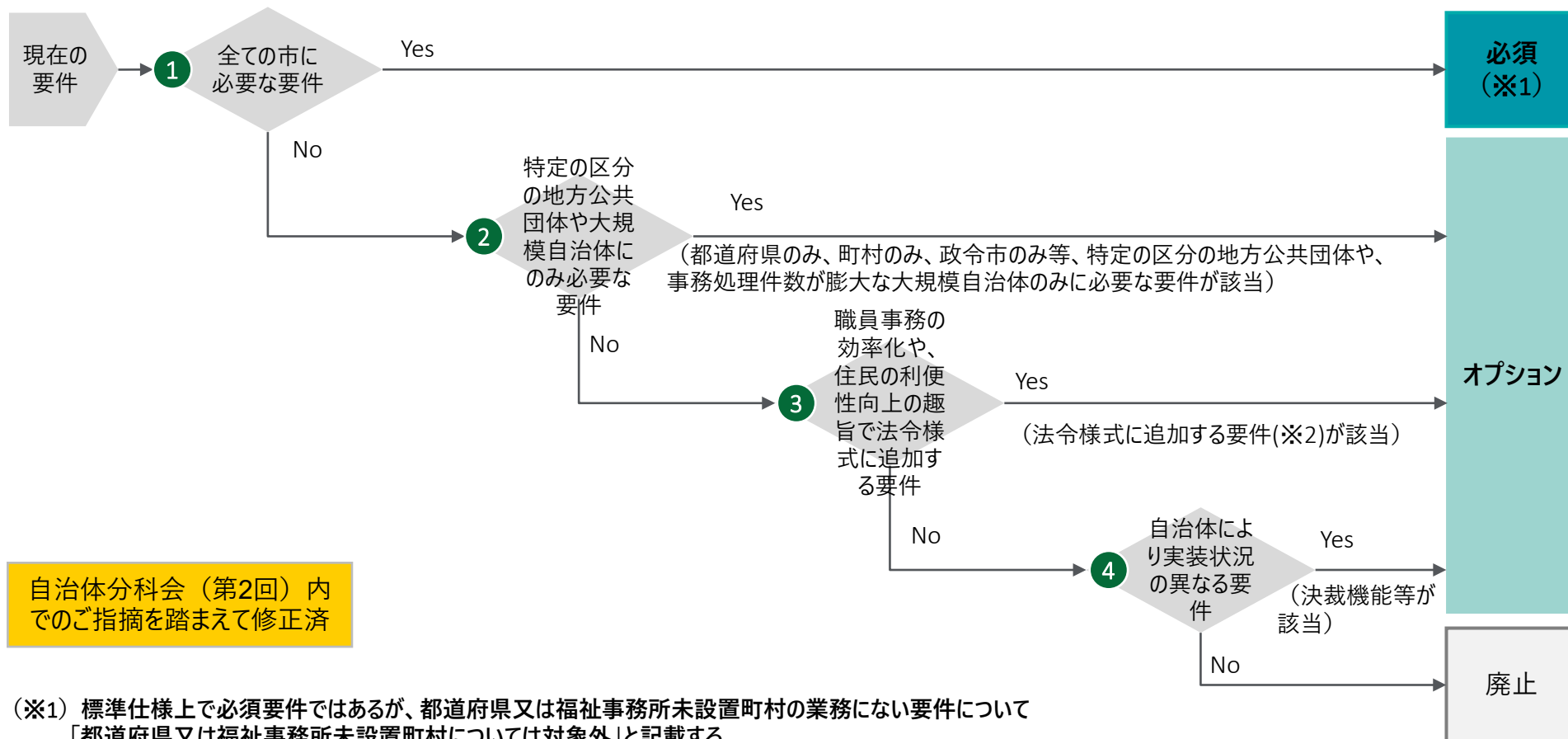
必須・オプションの再整理について

現在の標準仕様書記載要件の「必須」「オプション」の設定を、今後の意見照会を見据えて、再整理しています

背景 来年度全国意見照会を行う際にあたり、多岐に渡る意見を受けた際、大量のオプション機能が追加されてしまう等、現在の基準が不明瞭であり、意見反映が困難となる可能性があるため、新たな基準を設定する必要があると判断

前提として、本標準仕様書は、「市」をベースとして作成する。その上で、下記方針で再整理しました

再整理方針



自治体分科会（第2回）内
でのご指摘を踏まえて修正済

(※1) 標準仕様上で必須要件ではあるが、都道府県又は福祉事務所未設置町村の業務にない要件について「都道府県又は福祉事務所未設置町村については対象外」と記載する

(※2) 法令様式に追加する要件：法令に定めのある様式への項目追加や、法令に定めのない新たな帳票の追加

(参考) 法令・通知等で規定している様式に係る帳票要件の変更可能な範囲

様式の定めがある帳票は原則変更等を認めないが、例外的に実務上必要となる項目追加のみ認める方針としております

考え方

- 自治体によって、受給資格への該当性を判断するために必要とする情報や、プライバシー保護への配慮等に差異が生ずることとならないようにするとともに、住民においても、支給事務で扱われる情報を等しく確認することができるよう、様式上の項目や、支給事務手続上の留意事項に関わる変更は、原則認めないこととします。
- 但し、支給事務の効率化や、住民における手続負担軽減の趣旨で必要となる項目追加のみ例外的に認める方針とします。

様式の定めがあるもの	① 項目追加	② 項目削除	③ 項目名変更	④ オプションへ変更	⑤ 項目の配置変更	⑥ 注記の変更	⑦ 注記の追記
施行規則	△	×	×	×	×	×	×
準則							
厚労省からの通知					○		
事務処理マニュアル							

一部項目のみ
オプションとして追加可

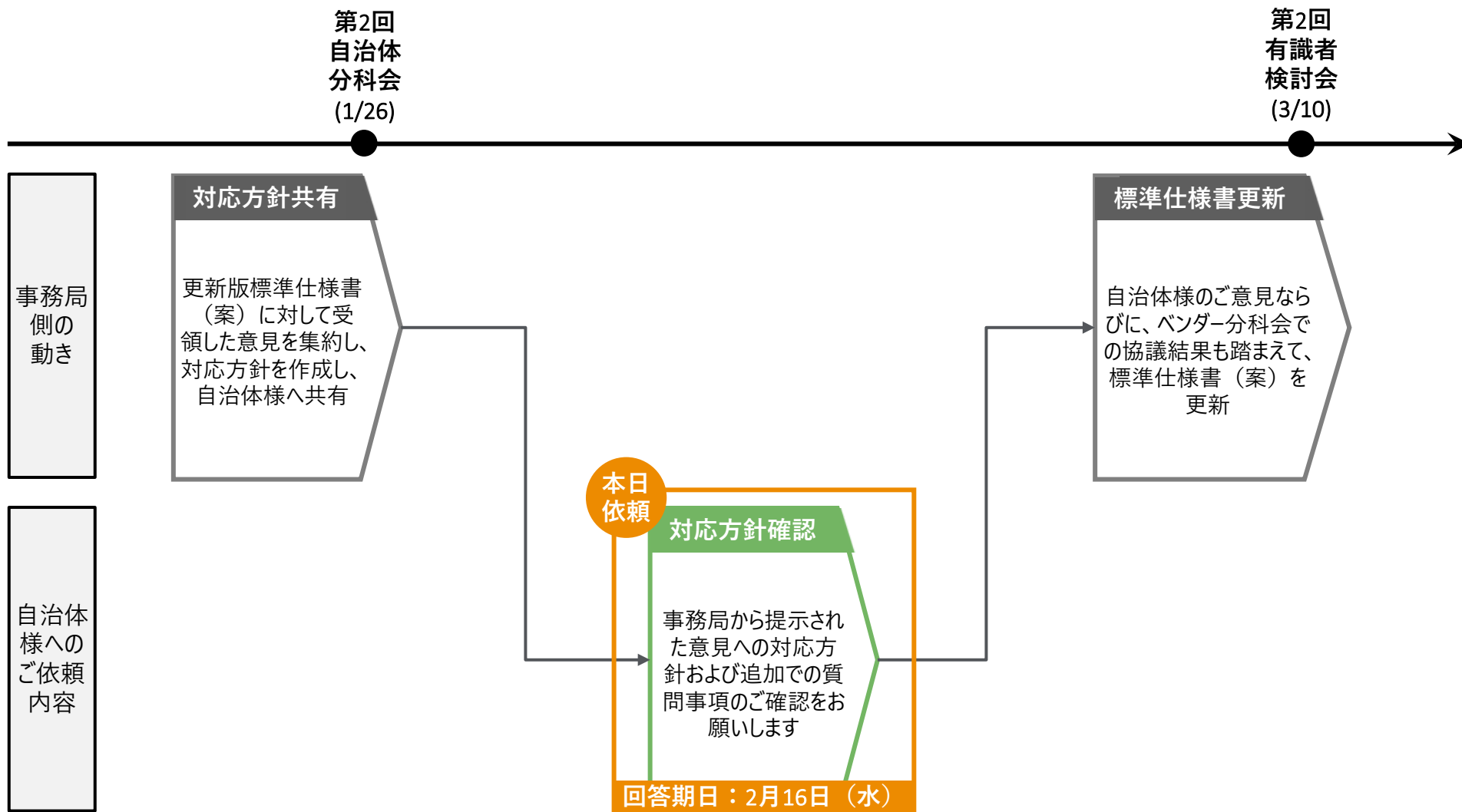
1. 標準仕様書（案）たたき台について

1. 標準仕様の考え方の変更点

2. 今後のご依頼事項

今後のご依頼事項：全体の流れ

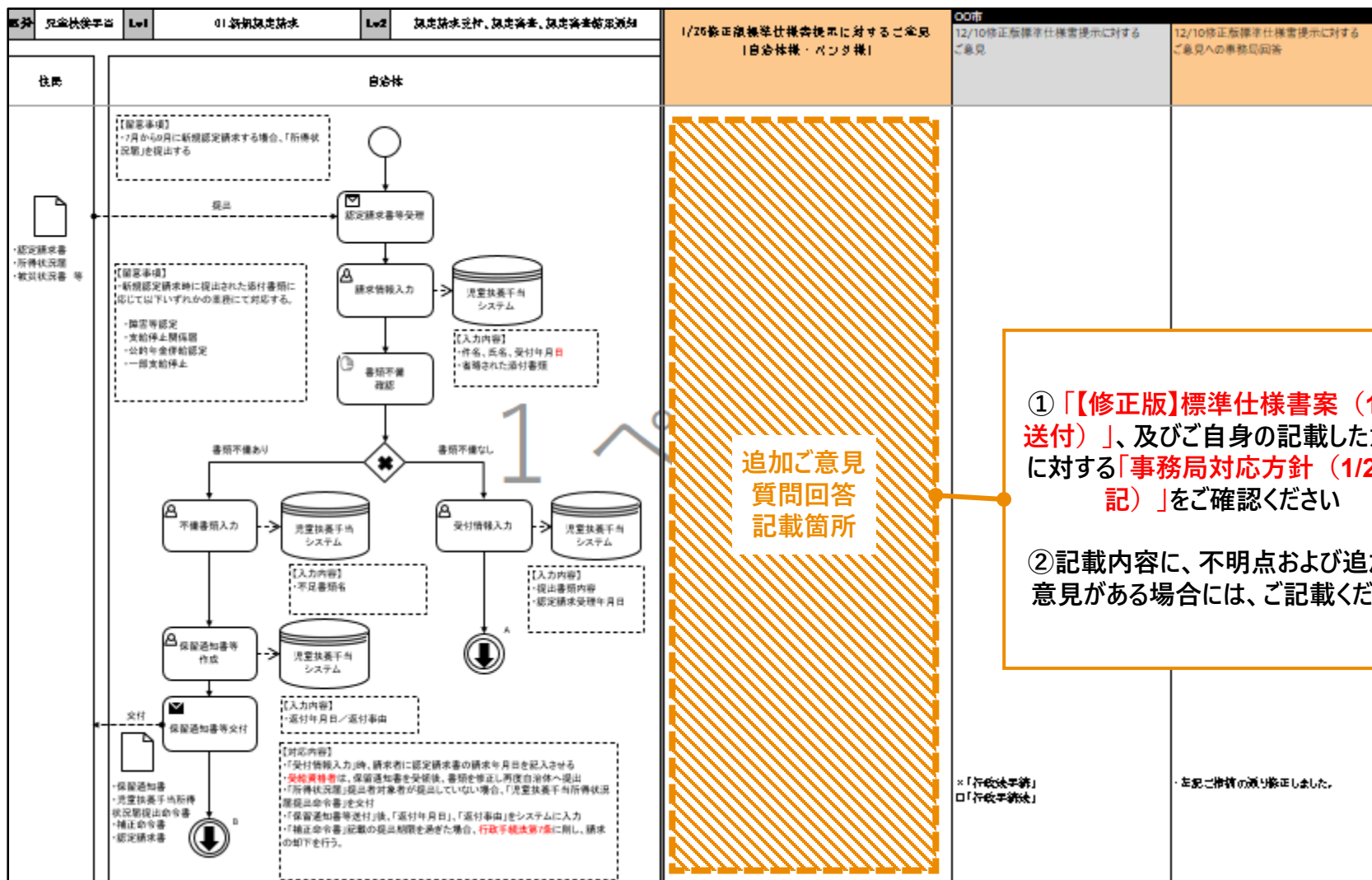
本日の分科会までに、各自治体様からいただいた意見へのご対応方針を整理しております。
ご自身が記載した意見への対応方針についてご確認よろしくお願いたします



今後のご依頼事項：本日依頼内容詳細（業務フロー）

ご記載いただいたご意見の右欄に、事務局案の対応方針を記載しております。

追加のご意見および質問事項へのご回答については、「1/26修正版標準仕様書提示に対するご意見」欄に、記載を御願います



今後のご依頼事項：本日依頼内容詳細（機能要件・帳票要件）

ご記載いただいたご意見の右欄に、事務局案の対応方針を記載しております。

追加のご意見および質問事項へのご回答については、「1/26修正版標準仕様書提示に対するご意見」欄に、記載を御願います

No (1/26 送)	事務（修正版）		【修正版】標準仕様書案（1/26送付）	検討事項	1/26修正版標準仕様書提示に対するご意見	地方公共団体 1	
	レベル1	レベル2				12/10修正版標準仕様書提示に対するご意見 (1/5受領分)	事務局対応方針（1/26追記）
1	00.児童扶養手当共通	他システム連携	住民記録情報（外国人情報を含む、異動情報を含む）と連携し、児童扶養手当システム内で利用できること ※1 連携は住民記録情報を含む宛名システムや共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず、児童扶養手当システムで利用できること ※3 住民記録情報の過去の履歴を管理できること ※4 連携頻度は随時とする ※5 個人番号を連携できること ※6 団体内給付金受給者を連携できること ※7 DV情報 ※8 外国人の先フラグの情報 < 都道府県の場合 > 住民記録情報	仕様書記載内容を実装必須及びオプションとして問題ないか			※7の記載は、第2回自治体・ベンダ分科会にてお示したオプション対象の要件のいずれにも該当せず、自治体によって要否が異なる機能ではないと想定されるため、必須機能として記載いたします。
2			住民税情報（システムで利用できる） ※1 連携は、 ※2 データの時 ※3 過去五 ※4 住民税 ※5 連携頻 ※6 再転入 キー情報として連携できること < 都道府県の場合 > 住民税情報との連携は対象外	実装必須と問題ないか			※5、※6の記載は、第2回自治体・ベンダ分科会にてお示したオプション対象の要件のいずれにも該当せず、自治体によって要否が異なる機能ではないと想定されるため、必須機能として記載いたします。
3			国民年金情報（異動情報を含む）と連携し、児童扶養手当システムで利用できること ※1 連携は、共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず、児童扶養手当システムで利用できること ※3 連携頻度は随時・週次・月次・年次等とする < 都道府県の場合 > 国民年金情報との連携は対象外	仕様書記載内容を実装必須及びオプションとして問題ないか			※3の記載は、第2回自治体・ベンダ分科会にてお示したオプション対象の要件のいずれにも該当せず、自治体によって要否が異なる機能ではないと想定されるため、必須機能として記載いたします。
4			障害者福祉情報、特別児童扶養手当情報（身体障害者手帳情報、障害福祉サービス情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報等、異動情報を含む）と連携	仕様書記載内容をオプションとして問題ないか		障害者福祉情報、特別児童扶養手当情報は都道府県が（指定都市、中核市分を除き）保有していますので、連携したいと思う都道府県も	左記ご指振を踏まえ、「< 都道府県の場合 > 障害者福祉情報、特別児童扶養手当情報との連携は対象外」の記載を削除いたします。

①「【修正版】標準仕様書案（1/26送付）」、及びご自身の記載した意見に対する「事務局対応方針（1/26追記）」をご確認ください

②記載内容に、不明点および追加の意見がある場合には、ご記載ください



2. 本分科会で個別協議が必要な事項

本分科会で個別協議が必要な事項

構成員様からいただいた意見のうち、分科会の中での協議が必要と考えられる事項を選定しました。

本日の分科会にて、個別協議を実施する事項は下記の通りです

#	対象事務	対象要件	論点
1	事務共通	帳票要件	「文書番号」「文書記号」「通番」をそれぞれ定義し、対応案に記載の必須orオプションの位置づけとすることよろしいでしょうか
2	事務共通	機能要件	事実婚解消等調書の内容については、どのようにシステム入力されるべきでしょうか
3	事務共通	機能要件	各種申立書や調書に記載の内容については、各管理項目まではシステム実装せず、備考欄に必要な応じて記載する運用で問題ないでしょうか
4	現況届	帳票詳細要件	「受給者連絡先情報」「年金情報」「児童情報」「前年度の審査結果」の印字有無は、自治体によって、運用が異なることから「自治体職員が印字有無を一括で切り替えることができる」項目として記載することよろしいでしょうか

個別協議事項 1

対象事務

事務共通

対象要件

帳票要件

各帳票内の「文書番号」「文書記号」等の位置づけ・定義について認識合わせをさせていただきます

意見
内容

(特筆すべきご意見はございませんが、再度関係者間で認識合わせをたく、個別協議事項に挙げております)

論点

「文書番号」「文書記号」「通番」をそれぞれ定義し、対応案に記載の必須orオプションの位置づけとすることでよろしいでしょうか

標準仕様書（案）素案の現状

- 各帳票に「文書番号」「文書記号」を帳票項目として定義している
- これに加え、施行規則等にて規定されている様式内の「第XXXX号」の記述を「帳票様式」として定義しているが、項目名の表現として分かりにくい

→改めて関係者間で項目名の定義に関して認識を合わせた上で、標準仕様を定める必要があると思料

対応案

- 「文書番号」「文書記号」「通番」を次ページの通り定義
- その上で、様式に存在する項目は必須、存在しない項目はオプションとする
※認定通知書の場合は、「文書番号」「文書記号」はオプション、「通番」は必須とする

個別協議事項 1

対象事務

事務共通

対象要件

機能要件

各帳票内の「文書番号」「文書記号」等の位置づけ・定義について認識合わせをさせていただきます

定義

- 文書記号・・・組織名等を付与し、自治体内でどの組織から発出した帳票かを識別するために使用
 - 文書番号・・・管理のために帳票種別単位で付与する番号（例：認定通知書は00001、認定却下通知書は00002・・・等）
 - 通番・・・通知書を一意に特定するための番号
- ※但し、標準仕様書上は、文書番号、文書記号を帳票項目として定めるのみとなるため、用途に関しては各自治体の判断に依ることを想定

認定通知書（抜粋）

999-9999

●●県●●市●●1-2-3
あいうえおかきくけこ

■太郎様

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

様式第十一号(第十六条関係)

(表 面)

第 号

児童扶養手当認定通知書

受給者氏名

受給者住所

対象児童氏名

(1)
(3)
(5)
(7)

(2)
(4)
(6)
(8)

児扶●●12345

児扶●● 12345

文書記号

文書番号

第 号

通番

個別協議事項 2

対象事務

事務共通

対象要件

機能要件

事実婚解消等調書のシステム管理について、標準仕様書では詳細の管理項目まで定義せず、事実婚解消等調書の内容をまとめて記載できる欄を定義するのみの対応で問題ないか確認させてください

意見内容

- ・「調書や申立書に記載の項目を網羅することにより、システム開発コストの増大及び職員の業務負荷増大につながる」とのご意見を構成員様よりいただいております
- ・一方で、「事実婚に関する審査をシステム上で遺漏なく行えるようにすべき」とのご意見もあり、開発コスト・職員負担を抑えつつも事実婚に関する審査を漏れなく進められるような機能要件を定める必要があります

論点

事実婚解消等調書の内容については、どのようにシステム入力されるべきでしょうか

標準仕様書（案）素案の現状

- ・ 事実婚解消等調書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること
- ・ 【管理項目】

事実婚解消等調書情報（児童の父又は母の状況、児童の父又は母の氏名・住所・生年月日、申請者に対する児童の父又は母からの定期的な生計の補助の有無、月間補助金、申請者と児童の父又は母との交流の状況（定期的な訪問がある、なし）、定期的な訪問回数（回／月）、現在の連絡有無、認知有無、今後の同居や婚姻の予定有無、その他参考事項、同居の有無、同居開始年月、同居終了年月、同居時の住所、調書記入年月日、申請者氏名、提出年月日、受付年月日、市町村担当者氏名、民生委員氏名・住所）

対応案

受給者毎に事実婚解消等調書の内容をまとめて記載できる欄を定義する方針とするのはどうか

- ・ 事実婚調書に関する内容については、厚労省様より「通知で定めている帳票につき、本調書で把握した情報をシステム上登録することに受給者のプライバシー上の問題はない」とされております
- ・ その上で、本帳票のどこまでをシステムで管理するかですが、「記載項目を網羅することによるシステムコスト増加・職員負担増加へのご懸念」を踏まえ、全項目をシステム管理項目とするのではなく、受給者毎に本調書の内容をまとめて記載できる欄を定義するという方針が望ましいと考えます

※なお、まとめて記載できる欄を設ける要件とした場合、一覧出力については、管理項目の粒度でのみ出力可能となる

※申立に係る事項欄・調書に係る事項欄については、「申立書・調書に記載項目のある事項のみを入力するもの」である旨を帳票詳細要件上に記載

個別協議事項 3

対象事務	事務共通	対象要件	機能要件
------	------	------	------

各種申立書や調書に記載の内容については、管理項目としてシステム実装せず、申立に係る事項・調書に係る事項という2つの欄を設け、必要に応じて本欄に記載する運用で問題ないか確認させてください

意見内容

- 各請求書や届出記載の項目を、漏れなくシステムに入力することは、標準準拠システムの開発に要するコストが膨らむことに加え、システム入力等自治体職員の業務が煩雑化することが見込まれ、自治体の調達コストの低減及び行政の効率化という標準化の目的に反することになりかねない

論点

各種申立書や調書に記載の内容については、各管理項目まではシステム実装せず、申立に係る事項・調書に係る事項という2つの欄を設け、必要に応じて本欄に記載する運用で問題ないでしょうか

標準仕様書（案）素案の現状

- 下記記載の申立書・調書について、管理項目まで網羅的に入力できるよう、標準仕様書の機能要件に記載している

対応案

- 申立書・調書の管理項目についてはシステム実装せず、申立に係る事項・調書に係る事項という2つの欄を設け、必要に応じて本欄に当該内容を記載する方針とするのはいかがでしょうか

※なお、申立に係る事項欄・調書に係る事項欄については、「申立書・調書に記載項目のある事項のみを入力するもの」である旨を帳票詳細要件上に記載

議論対象となる申立書・調書一覧

- 遺棄申立書（共通_データ管理機能）
- 児童の就労等に関する調書（共通_データ管理機能）
- 父又は母の就労等に関する調書（共通_データ管理機能）
- 生計維持児童申立書（共通_データ管理機能）
- 児童扶養手当における同一生計配偶者に関する申立書（共通_データ管理機能）
- 生計別申立書（共通_データ管理機能）
- 扶養義務者と別生計であることの申立書（共通_データ管理機能）
- 母子・父子で生活していることの申立書（共通_データ管理機能）
- 申立書（共通_データ管理機能）
- 住所要件に関する申立書（共通_データ管理機能）

- 別居監護申立書（共通_データ管理機能）
- 監護申立書（共通_データ管理機能）
- 16歳～19歳扶養申立書（共通_データ管理機能）
- 介護申立書（共通_データ管理機能）
- 養育費に関する申立書（共通_データ管理機能）
- 公的年金調書（共通_データ管理機能）
- 公的年金に関する同意書（共通_データ管理機能）
- 被災状況書（新規認定請求受付）
- 未婚の調書（額改定請求受付）

※事実婚解消等調書（共通_データ管理機能）については、別途協議事項として挙げております

個別協議事項 4

対象事務

現況届

対象要件

帳票詳細要件

現況届における「受給者連絡先情報」「年金情報」「児童情報」「前年度認定状況」の4情報におけるシステムからの印字可否について確認させてください

意見内容

【システム印字⇒ブランク】

- 受給者から届け出る情報である受給者連絡先情報（受給者住所・電話番号、職業又は勤務先名・電話番号、勤務先所在地）はあらかじめシステムから印字せずブランクとするべきではないか
- 年金に係る情報は、受給者本人に記載してもらうほうがよいため、印字せずブランクとするべきではないか

【ブランク⇒システム印字】

- 児童情報（児童氏名・続柄・生年月日・同居別居の別等）についてはあらかじめシステム印字できたほうが良いのではないか
- 前年度の審査結果（支給・一部支給・全部停止）については、システム印字できたほうが良いのではないか

論点

「受給者連絡先情報」「児童情報」「前年度の審査結果」の印字有無は、「自治体職員が印字有無を一括で切り替えることができる」項目とし、「年金情報」は印字せずブランクとすることよろしいでしょうか

標準仕様書（案）素案の現状

- 「受給者連絡先情報」「年金情報」は、あらかじめシステム印字することとしている
- 「児童情報」「前年度の審査結果」は、ブランクとすることとしている

対応案

「受給者連絡先情報」「児童情報」「前年度の審査結果」は「自治体職員が印字有無を一括で切り替えることができる」項目とし、「年金情報」は、印字せずブランクとするのはどうか

- 意見が寄せられた4情報については、自治体の運用が異なることから、印字する・しないを定めるのではなく、印字有無を自治体側が切り替えできるとすることが望ましいと考えております
- 公的年金等の受給状況については、受給者からの届出に基づいて、職員が事実確認をすることとなるため、予め印字されることは不相当であるため、印字せずブランクとすることが望ましいと考えます

EOF